

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 (1) くまもと森都心プラザ（くまもと森都心プラザ条例（平成
22年条例第120号）第3条第1項の公の施設）
(2) くまもと森都心プラザ（図書館）
- 2 指定管理者 くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体
代表者 熊本市中央区大江6丁目24番19号
九州綜合サービス 株式会社
代表取締役 尾池 千佳子

熊本市南区江越1丁目14番10号
株式会社 パブリックビジネスジャパン
代表取締役 萩原 宣

東京都文京区大塚3丁目1番1号
株式会社 図書館流通センター
代表取締役 細川 博史

熊本市西区二本木1丁目5番12号
熊本朝日放送 株式会社
代表取締役 竹内 圭介

熊本市中央区紺屋今町14番地

株式会社 あつまるホールディングス

代表取締役社長 島田 敏子

- 3 指定期間 自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

(提出理由)

くまもと森都心プラザの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。